

一般社団法人日本ゴールボール協会 理事選出選挙管理委員会規程

(総則)

第1条 本規程は、一般社団法人日本ゴールボール協会（以下「当協会」）理事選出規程（以下「選出規程」）第1条の4項に基づき、選挙管理委員会（以下「選管」）に関する事項を定める。

(委員)

第2条 当協会会長は、選挙前三か月までに当協会正会員の中から選管委員（以下「委員」）を委嘱する。

2 委員は、被選挙権者または立候補者推薦人を兼ねることができない。

(選管)

第3条 選管は、委員長1名および委員2名をもって組織する。

2 委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、立候補の手續きと、その締切り期日、選挙期日、投票方法等を当協会正会員に周知しなければならない。

4 選管業務は概ね、次の日程で行う。

(1) 選挙前約二か月 被選挙権者届出受付

(2) 選挙前約一か月半 被選挙権者届出締切

(3) 選挙前約三週間 被選挙権者公示、投票用紙配布

(4) 現任理事任期満了年度の決算総会日前 投票締切及び開票

5 開票は、委員全員立会のもとに行う。

6 委員長は、選挙結果を速やかに当協会会長へ報告する。

(疑義に対する審査)

第4条 選管は、被選挙権者の資格に疑義があるときは、これを審査する。

(公示)

第5条 被選挙権者一覧表として、対象者の氏名、フリガナ、当協会在籍年数、主な活動地域（正会員登録時の住所地）を公示する。

(その他)

第6条 この規程の改正は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

(附則)

この規程は、2020年 6月9日から施行する。

<選挙日程の概要>

2月下旬（選挙前約三か月）

>> 選挙管理委員の選出と委嘱

3月下旬（選挙前約二か月、現任理事任期の当該年度末、次年度予算総会時に当協会会長より当協会正会員へ説明）

>> 立候補受付開始

4月中旬（選挙前約一か月半）

>> 立候補受付締切

受付締切後、被選挙権者一覧表ほか資料作成、発送準備

4月末資料等発送

5月上旬（投票開始日三週間前）

>> 被選挙権者公示

5月下旬（現任理事任期満了年度の決算総会日前）

>> 投票／投票期間は投票締切日前一週間